



島根県報

平成16年 9月24日 (金)
第 1,610 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令	(森林整備課)	1
解除予定保安林	(")	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	3
建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正	(土木総務課)	3
解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正	(")	4
教委規則		
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		4

告 示

島根県告示第907号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成16年 9月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
戸谷 誠二	内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成16年 9月13日
清水 和輝	心臓血管外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成16年 9月13日
瀬戸崎修司	心臓血管外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成16年 9月13日
岩崎 伸治	外科	平成記念病院	飯石郡三刀屋町大字三刀屋1294 - 1	平成16年 9月13日
佐藤 宏	内科、消化器科	平成記念病院	飯石郡三刀屋町大字三刀屋1294 - 1	平成16年 9月13日
小藤 幸	外科	六日市病院	鹿足郡六日市町大字六日市368 - 4	平成16年 9月13日
野々山 深	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成16年 9月13日
篠原 道雄	整形外科	益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成16年 9月13日
西樂 顕典	循環器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成16年 9月13日

島根県告示第908号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をしよ

うとするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により公表する。

平成16年9月24日

島根県知事 澄田信義

1 区域及び期間

(1) 区域

隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県農林水産部森林整備課並びに隠岐支庁並びに隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

(2) 期間

平成16年9月24日から平成17年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受けた樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、薬剤散布、焼却、又はくん蒸のいずれかの措置をとること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及びその周辺区域において、2に掲げる森林病虫害等による被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置の実施に当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、隠岐支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(3)により申請書を提出する場合にはこの限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償金を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、隠岐支庁長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間に3に掲げる措置を行わないとき、行ったも十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える額に相当する額をその者から徴収することがある。

島根県告示第909号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年9月24日

島根県知事 澄田信義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

大田市山口町山口字奥原西平1404-30

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

大田市山口町山口字奥原西平1404 - 30

(2) 保安林として指定された目的

なだれ防止

(3) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第910号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 9月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

能義郡広瀬町奥田原1313から1315まで、1385 - 2、1399、1872、1873 - 1、1873 - 2、1874から1877まで、1887、1888、1913、1915、伯太町大字上小竹1107、1108、1111内1、1112、1112内1から1112内5まで、大字下小竹1091 - 3、1091 - 17から1091 - 25まで、大字下十年畑652 - 1、大字峠之内788 - 67

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第911号

建設業許可申請書等閲覧規程（昭和47年島根県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成16年 9月24日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条の表中

松江市殿町 島根県土木部土木総務課	県内全域
-------------------	------

を

松江市殿町 島根県土木部土木総務課	県内全域
隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐支庁土木建築局	隠岐郡

に、

益田市昭和町 益田土木建築事務所	益田市、美濃郡及び鹿足郡
隠岐郡西郷町大字港町 隠岐支庁土木建築局	隠岐郡

を

益田市昭和町 益田土木建築事務所	益田市、美濃郡及び鹿足郡
------------------	--------------

に改める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

島根県告示第912号

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

平成16年9月24日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条の表中「隠岐郡西郷町大字港町」を「隠岐郡隠岐の島町港町」に、「八束郡及び能義郡」を「及び八束郡」に改める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月24日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第7号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9の4中「西郷町」を「隠岐の島町」に改める。

別表第9の5中 「同 社日小学校 東出雲町立揖屋小学校」を 「同 社日小学校 東出雲町立揖屋小学校」に、「同 広瀬小学校」を 「同 広瀬小学校」に、「同 宍道町立宍道小学校」を 「同 宍道町立宍道小学校」に、「同 大東町立大東小学校」を 「同 大東町立大東小学校」に改める。

「宍道町立宍道小学校 大東町立大東小学校」に改める。

別表第10中

「	布施村立布施小学校 同 布施中学校 同 布施村学校給食調理場 都万村立那久小学校 知夫村立知夫小学校 同 知夫中学校 同 知夫村学校給食共同調理場	4 級地	「	知夫村立知夫小学校 同 知夫中学校 同 知夫村学校給食共同調理場 隠岐の島町立布施小学校 同 布施中学校 同 布施村学校給食調理場 同 那久小学校	4 級地
	西郷町立大久小学校 同 中村小学校 同 中村中学校 五箇村立五箇小学校 同 五箇中学校 同 学校給食共同調理場 都万村立都万小学校	3 級地	を	海士町立海士小学校 同 福井小学校 同 海士中学校 同 海士町学校給食共同調理場 西ノ島町立美田小学校 同 浦郷小学校 同 黒木小学校	3 級地

に、

同	都万中学校		同	西ノ島中学校
同	都万村学校給食共同調理場		同	西ノ島学校給食共同調理場
	海士町立海士小学校			隠岐の島町立大久小学校
同	福井小学校		同	中村小学校
同	海士中学校		同	中村中学校
同	海士町学校給食共同調理場		同	五箇小学校
	西ノ島町立美田小学校		同	五箇中学校
同	浦郷小学校		同	学校給食共同調理場
同	黒木小学校		同	都万小学校
同	西ノ島中学校		同	都万中学校
同	西ノ島学校給食共同調理場		同	都万村学校給食共同調理場

「瑞穂町立市木小学校」を「邑南町立市木小学校」に、「西郷町立西郷小学校」を「隠岐の島町立西郷小学校」に、「広瀬町」を「安来市」に、「伯太町立赤屋小学校」を「同赤屋小学校」に、「大和村立大和小学校」を「美郷町立大和小学校」に、「羽須美村立口羽小学校」を「邑南町立口羽小学校」に、「瑞穂町立高原小学校」を「同高原小学校」に、「石見町立日貫小学校」を「同日貫小学校」に改める。

「島根町立野波小学校」「安来市立井尻小学校」
 別表第10の2中 美保関町立美保関東小学校 を 島根町立野波小学校 に改め、邑智町立小松地小学校を削る。
 伯太町立井尻小学校 」 美保関町立美保関東小学校」

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

